

はじめに

北九州市では、平成31年4月1日に議員提案による「北九州市子どもを虐待から守る条例」が施行されました。

この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策を総合的に推進することにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

本報告書は、条例第20条に基づき、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について年次報告としてとりまとめ、議会に報告し、市民に公表するものです。

令和6年度は、改正児童福祉法が施行され、市区町村はこども家庭センターの設置に努めることとされるとともに、児童相談所は児童の意見聴取等措置を講ずること等とされました。

北九州市においても、これらの施策に着実に取り組むとともに、これまでの児童虐待の未然防止の取組や早期発見・早期対応の取組についても、継続して実施しました。

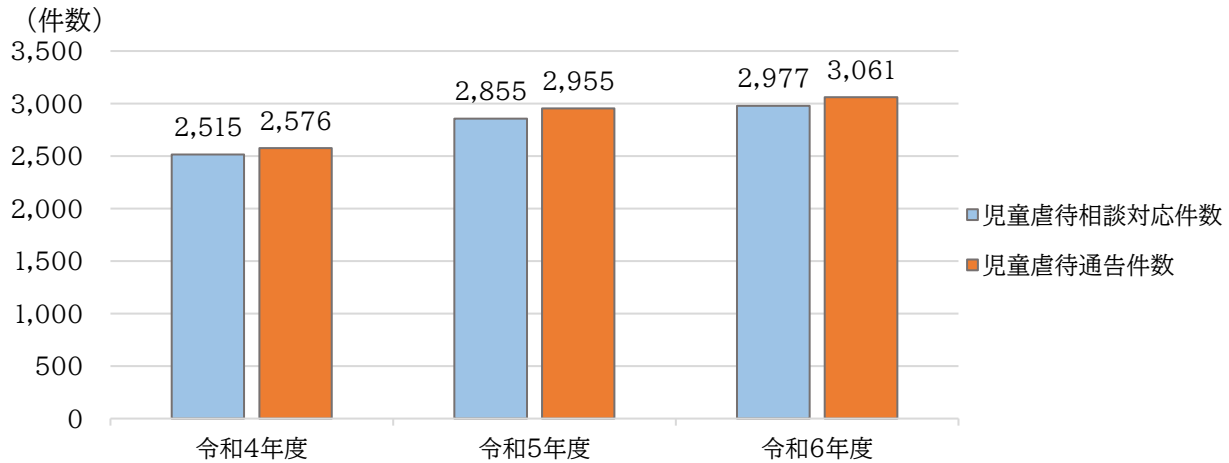
今後とも北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民、関係機関、事業者への条例の周知・啓発に努めるとともに、子どもを虐待から守るための施策を着実に推進してまいります。

1 児童虐待相談・通告等の状況(第4条～第8条・第16条関係)

(1)子ども総合センターの児童虐待相談・通告等

ア 児童虐待相談対応件数と通告件数の推移

令和6年度の児童虐待相談対応件数は2,977件で、前年度から122件増えています。

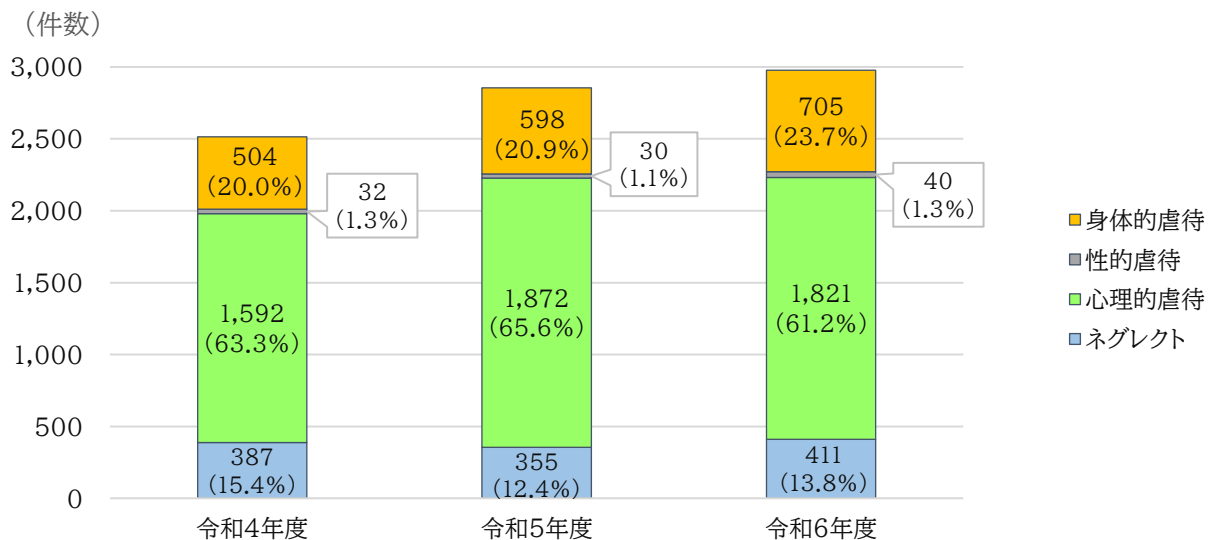


区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待相談対応件数	2,515 件	2,855 件	2,977 件
児童虐待通告件数	2,576 件	2,955 件	3,061 件

※児童虐待相談対応件数: 児童虐待の疑いがある通告・相談に対し、調査等の結果、児童虐待相談として計上した件数

イ 相談種別対応件数

前年度と同様に心理的虐待件数の割合が最も高く、全体の61.2%を占めています。



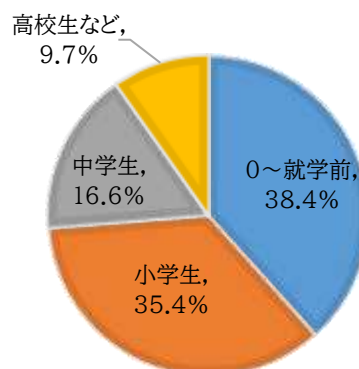
虐待種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	504 件	598 件	705 件
性的虐待	32 件	30 件	40 件
心理的虐待	1,592 件	1,872 件	1,821 件
ネグレクト	387 件	355 件	411 件
合計	2,515 件	2,855 件	2,977 件

ウ 年齢別対応件数

就学前の児童に関する対応が38.4%、小学生も合わせると73.8%を占めています。

(令和6年度)

年齢区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0～就学前	1,004 件	1,223 件	1,143 件
小学生	941 件	1,037 件	1,053 件
中学生	408 件	415 件	493 件
高校生など	162 件	180 件	288 件
合計	2,515 件	2,855 件	2,977 件

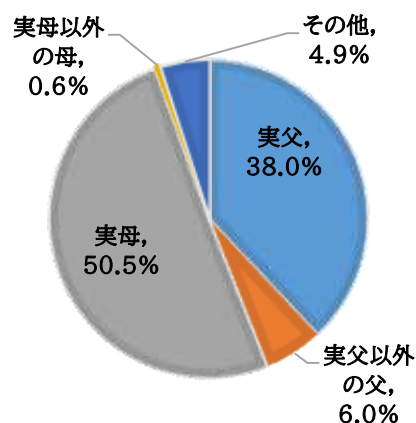


エ 主な虐待者別対応件数

実母からの虐待が1,502件で最も多く、50.5%を占めています。次いで実父1,132件、実父以外の父180件と続いています。

(令和6年度)

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実父	1,042 件	1,160 件	1,132 件
実父以外の父	163 件	169 件	180 件
実母	1,208 件	1,349 件	1,502 件
実母以外の母	5 件	9 件	18 件
その他	97 件	168 件	145 件
合計	2,515 件	2,855 件	2,977 件



オ 経路別相談対応件数の推移

警察からの相談が1,320件で最も多く、44.3%を占めています。次いで学校等490件、家族340件と続いています。

(単位:件)

年度	福祉事務所等	児童委員	児童福祉施設等	警察等	保健所	医療機関	学校等	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
令和4年度	96	0	101	1,360	5	53	330	144	72	278	59	17	2,515
令和5年度	62	3	138	1,558	0	69	350	192	50	311	63	59	2,855
令和6年度	65	0	120	1,320	0	94	490	340	49	302	92	105	2,977
割合	2.2%	0.0%	4.0%	44.3%	0.0%	3.2%	16.5%	11.4%	1.6%	10.1%	3.1%	3.5%	100%

カ 虐待相談への対応状況

児童福祉施設入所が16件、里親委託が5件等となっています。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童福祉施設入所	11 件	10 件	16 件
里親委託	2 件	3 件	5 件
面接等	2,004 件	2,227 件	2,439 件
その他	498 件	615 件	517 件
合計	2,515 件	2,855 件	2,977 件

キ 立入調査、警察の同行等の状況

令和6年度は、立入調査、警察官の同行、臨検・捜索いずれも0件でした。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
立 入 調 査	1 件	0 件	0 件
警察官の同行	1 件	0 件	0 件
臨検・捜索	1 件	0 件	0 件

【参考】立 入 調 査：通常の家庭訪問で子どもの安全確認ができない場合実施する。

(児童虐待の防止等に関する法律第9条)

警察官の同行：子どもの安全確認や一時保護を行う際に、警察署に警察官の同行を要請できる。

(児童虐待の防止等に関する法律第10条)

臨 検 ・ 捜 索：立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により子どもの住所

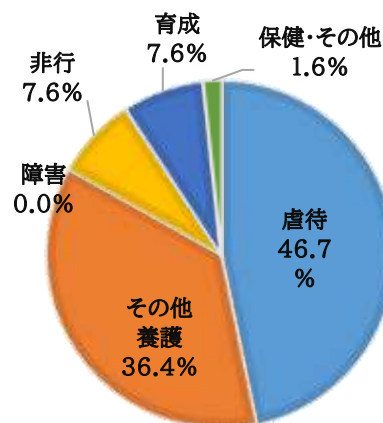
若しくは居所を臨検・捜索する。(児童虐待の防止等に関する法律第9条の3)

ク 一時保護の実施状況(一時保護施設)

虐待による一時保護は、172件です。

(令和6年度)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
虐 待	161 件	152 件	172 件
その他養護	163 件	183 件	134 件
障 害	1 件	2 件	0 件
非 行	10 件	21 件	28 件
育 成	16 件	23 件	28 件
保健・その他	8 件	8 件	6 件
合 計	359 件	389 件	368 件



(2)区役所子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待相談対応件数	779 件	916 件	970 件

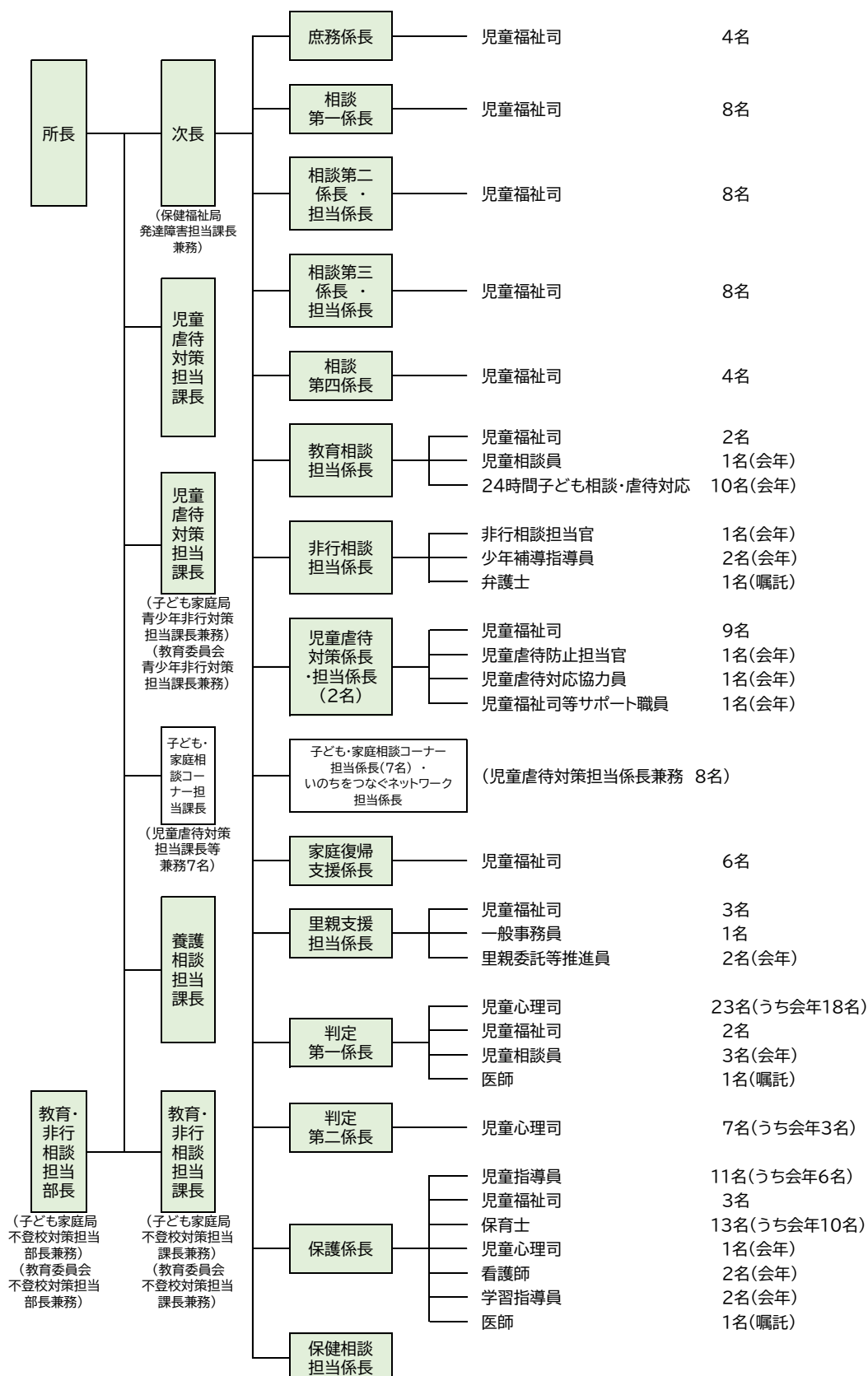
2 北九州市の体制(第4条・第10条・第11条関係)

(1)人材の確保及び拡充(第4条第3項、第10条、第11条)

ア 子ども総合センター(児童相談所)の組織、構成

(令和6年4月25日現在)

総数 182名〔うち正規職員115名(含兼務15名)、会計年度職員64名、嘱託医2名、嘱託弁護士1名〕



① 児童福祉司の体制強化の状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童福祉司配置人数	70人	70人	74人

② 民間の活用

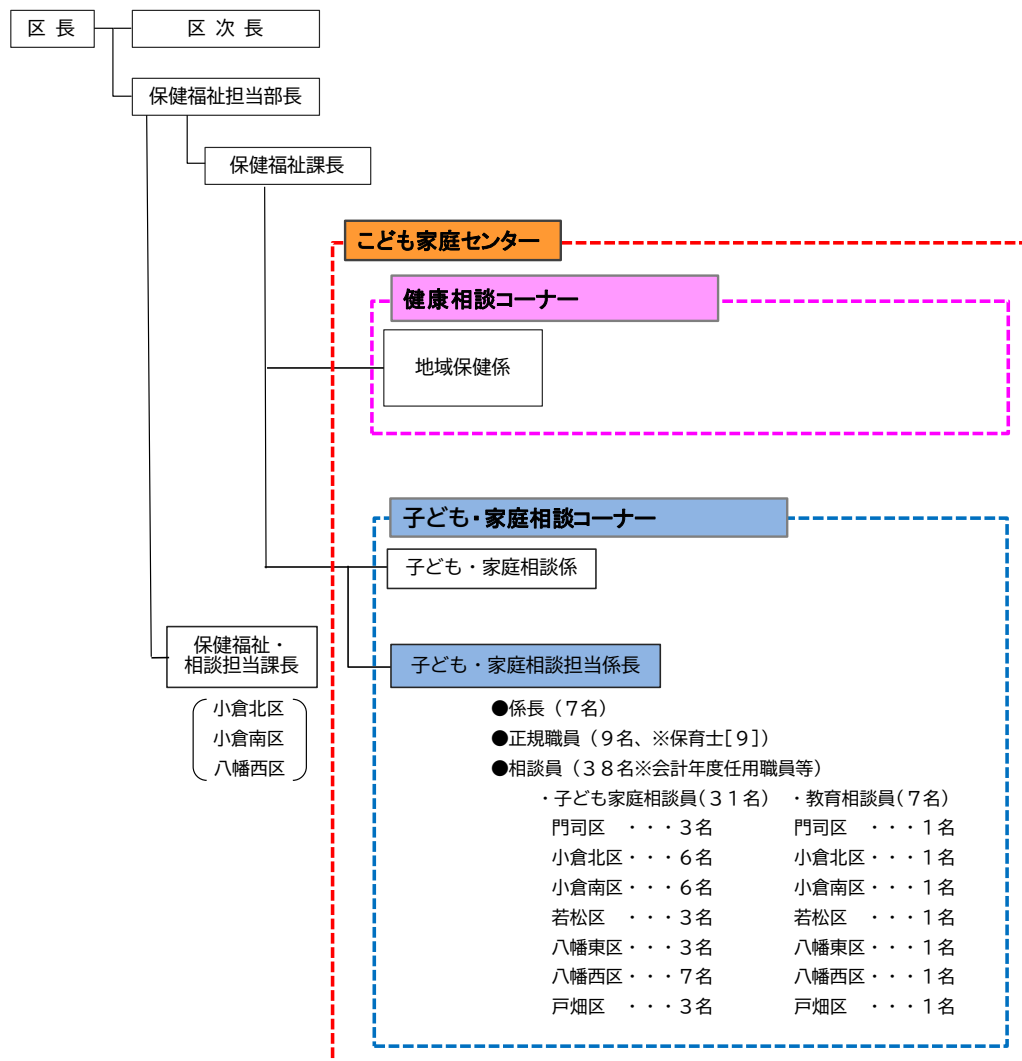
令和2年7月から、夜間の泣き声通告に対する児童の安全確認等、比較的軽度な事案の対応を民間委託することで、子ども総合センターの職員が重篤な案件に重点的に対応することができるようになりました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民間委託による訪問調査件数	131件	156件	152件

イ 区役所子ども・家庭相談コーナーの組織・構成

比較的軽度な児童虐待通告に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等それぞれの相談に応じた支援・対応を行いました。

(令和6年11月1日現在)



ウ 子ども家庭局子育て支援課の組織

平成31年4月、「北九州市子どもを虐待から守る条例」を周知し、児童虐待防止について広報、啓発するため、子育て支援課に、児童虐待防止担当ラインを設置し、研修、講座の開催、出前講演の実施、児童虐待防止推進月間の取組など市民向けの広報・啓発等を実施しました。

(2)専門的な職員の育成(第4条第3項、第10条、第11条)

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員を育成するため、職員研修を実施しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実施回数	実施回数	実施回数
子ども総合センター職員法律研修	12回	12回	12回
区職員研修	11回	11回	11回

イ 法定研修

平成28年児童福祉法改正により義務付けられた、各種研修を実施又は受講しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童福祉司任用後研修修了人数	18人	24人	21人
児童福祉司スーパーバイザー研修修了人数	6人	4人	5人
調整担当者研修修了人数	3人	3人	2人